

京都総合法律事務所メールマガジン 2020年6月号

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年は趣向を変え、ランキング方式でお届けします。

★新型コロナ対策★

「新しい生活様式」はもう身につきましたね！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

念のため、実践例を再確認しておきましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627771.jpg>

感染防止の3つの基本も暗誦できますね！

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

このポスターも貼っていますね！

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

「3密空間」にいる感染者は、いない感染者よりも18.7倍も感染させやすいことも知っていますね！

厚労省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」も月1回くらいはチェックしましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

「ここにこう書いているけど、具体的にどうしたら良いの？」という疑問は、私達にご相談ください。

それでは、今月も元気よくまいりましょう。

◆第10位◆

7月10日から自筆証書遺言書保管制度が始まります！

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

遺言書を法務局に預けることができる制度です。

この制度をご利用の方は当事務所までご相談ください。

◆第9位◆

罰金の上限を10億円に引き上げた改正外為法が初めて適用されました。

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/35359/>

噴霧乾燥装置「スプレードライヤ」を韓国企業に不正輸出したとして横浜市の機械製造会社の社長らが逮捕されました。

貿易管理・輸出管理でお困りの際は当事務所にご相談ください。

研修も行っています。

刑事弁護の対応事例もあります。

<https://kyotosogo-law.com/anzenhoshoubouekikannri/>

◆第8位◆

公正取引委員会が、独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)を公表しました。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200623.html>

銀行のATMの統廃合が不当な取引制限に該当するか、メーカーのOEM供給が不当な取引制限に該当するか等について回答が掲載されています。

◆第7位◆

日経新聞社が、つくばエクスプレスを訴えました。

https://www.nikkei.co.jp/nikkeiinfo/news/release_20200519_01.pdf

新聞の複製は著作権侵害にあたるおそれがあります。

著作権は、拾井美香弁護士にご相談ください。

◆第6位◆

法務省が、マンションの管理組合等の集会の開催についてコメントを発出しました。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00024.html

区分所有法においては、管理者又は理事が、少なくとも毎年1回集会を招集しなければならないとされ、集会において毎年1回一定の時期にその事務に関する報告をしなければならないとされていますが（区分所有法第34条第2項、第43条、第47条第12項、第66条）、前年の開催から1年以内に必ず集会の招集をし、集会においてその事務に関する報告をすることが求められているわけではありません。

したがって、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、前年の集会の開催から1年以内に区分所有法上の集会の開催をすることができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後、本年中に集会を招集し、集会において必要な報告をすれば足りるものと考えられます。

マンション管理は、前田宏樹弁護士にご相談ください。

◆第5位◆

日弁連が、「新型コロナウイルス消費者問題Q&A」を公表しました。

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2_4.pdf

Q1 新型コロナウイルスの影響で、通っていたスポーツジムが一時的に閉鎖してしまいました。支払済みの会費は返金してもらえるのでしょうか？

Q3 子どもが通っている塾が新型コロナウイルスの影響で対面での授業ではなく、オンライン授業や授業動画配信サービスに切り替えられました。これまでと同様の授業料を支払わなければならないのでしょうか？

Q7 結婚式場での結婚式を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響で、やむなくキャンセルしました。直前だったので、式場から多額のキャンセル料を請求されました。キ

キャンセル料を支払わなければならないのでしょうか？
等について回答が示されています。

◆第4位◆

法務省が、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様へ ～賃貸借契約についての基本的なルール～」を公表しました。

<http://www.moj.go.jp/content/001320302.pdf>

Q1：新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、現在借りている建物の家賃が払えなくなってしまいました。すぐに退去しなければならないのですか。

Q2：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、今後、家賃を払い続ける見通しが立ちません。家賃の減額や支払猶予等について、オーナーと交渉することはできないのでしょうか。

Q3：テナントが新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止することとなった場合、賃料が減額されることにはならないのですか。

について回答が示されています。

◆第3位◆

アイコスの広告に5億円の課徴金が課せられました。過去最高額です。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60734550U0A620C2CC1000/>

期限を定めた上で「今なら会員登録すれば3千円OFF」などと宣伝していましたが、期限を過ぎた後も複数回広告を作り替え、「大好評につき期間延長」と記載するなどして、1～5カ月間の期間限定キャンペーンを繰り返していました。

景品表示法リスクはどんどん高まっています。

広告規制のセミナーを予定しておりましたが、新型コロナ禍で保留となっています。

様子を見て実施しますので、ご期待ください。

◆第2位◆

厚生労働省が、新型コロナウイルス接触確認アプリをリリースしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

6月23日現在で392万件のダウンロードがあります。

国民の6割が使用すると効果が発揮されるという情報もあります。

私も早速ダウンロードしました！

◆第1位◆

内閣府、法務省、経産省が、「押印についてのQ&A」を公表しました。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/200619document01.pdf>

Q 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

A 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

脱ハンコ文化！

契約書の作成にあたっては当事務所によるリーガルチェックをお勧めします。

【2】セミナー案内

2020年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施します。

ぜひご期待ください。

① 新型コロナウイルス対策 緊急オンラインセミナー

- ・労働契約の終了（内定取消、整理解雇）

日時：7月8日（水）16時～17時 / 7月20日（月）14時～15時

- ・テレワーク導入における労働時間管理と残業代の支払い

日時：8月4日（火）16時～17時 / 8月27日（木）14時～15時

- ・講師：弁護士伊山正和

「今回のような有事の際に内定取消や整理解雇を行ううえで留意すべきことはあるか？」

「テレワークを導入したいが、労働時間管理や残業代の支払いはどうすればよいか？」

経営者側の当事務所には、特に非常事態宣言が発出されて以降、経営者さまから多くのご相談が寄せられています。

そのような皆様の疑問や不安を解決するため、緊急オンラインセミナーを開催いたします。

詳しくは添付のPDFまたは下記URLをご覧ください。

<http://kyotosogo-law.com/online-seminar-covid-19/>

② 特定調停スキーム 活用の実務 ～新たな債務整理手続の方法とは～

- ・日時：8月26日（水）15時～16時30分（14時30分より受付開始）

- ・講師：弁護士野崎隆史
- ・会場：京都総合法律事務所（受付5階） 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階

中小企業の資金繰りが悪化するなどして経営困難になった場合の新たな再生支援の方法として、特定調停スキームが利用されています。

代表者等の保証債務の整理については、「経営者保証に関するガイドライン」の利用により破産を回避できる可能性があります。

このようにお勧めです。

- ・再生・承継、廃業・清算支援の先進的な方法について知りたい
- ・人口減少により関与先から廃業の相談を受けることが増えている
- ・特定調停スキーム・経営者保証ガイドラインの活用事例を知りたい

詳しくは添付のPDFまたは下記URLをご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/seminar-scheme/>

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.7 を発行しました。

- ・5年前の残業代の請求を受ける時代の到来（後半）
- ・改正民法が施行されました！
- ・改正民事執行法が施行されました！
- ・家族信託を活用した認知症等による財産凍結リスク回避策

添付のPDFをご覧ください。

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2020年6月号、いかがでしたでしょうか？

今月は、新型コロナ禍の中での株主総会・社員総会に追われた1か月でした。
特に事務方で頑張っていた皆様、本当にお疲れ様でした。

今月のビジネスニュースでは、高額な課徴金と脱ハンコの流れが個人的に気になりました。
「今なら」を何回も繰り返した事例ですが、有利誤認に当たります。
様々なキャンペーン（全額返金等）やキャッチコピー（満足度等）で購買意欲をかき立てる際には、エビデンスをしっかりと検討しましょう。

脱ハンコでは、「テレワーク vs. ハンコ出社」という新たな構図が見えてきました。
with コロナの新テーマですね。

コロナ禍によりしばらくお休みになった「麒麟がくる」ですが、「決戦！桶狭間」では、毛利新介と服部小平太がきちんとキャスティングされていて嬉しく思いました。
今井翼さん演じる毛利新介が、片岡愛之助さん演じる今川義元を討ち取るシーンでは、今川義元の瞳に映し出される毛利新介が徐々に大きくなる圧巻の演出。
これはとても斬新でしたね。巻き戻して3回観ました。

今期の阪神タイガースは藤川球児投手の250セーブがゴールです！
(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。
ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>